

令和4年度第2回 小郡市都市計画審議会

— 議 事 録 —

- 日時：令和5年1月20日（金）14:00～
- 場所：小郡市役所 本館3階大会議室
- 出席委員：春田千秋委員、永利春雄委員、天本徳浩委員、高木良郎委員、高橋涼委員、成富健二委員、野田弘喜委員、川野悦子委員、小野壽義委員、喜多島礼和委員、内野千夏委員、佐々木登美子委員
- 欠席委員：橋村義弘委員、森田由美子委員
- 事務局：大中都市建設部長、松延都市計画課長、牟田計画係長、乙丸主任主事

議 事

久留米小郡都市計画 大板井地区地区計画の変更について（市決定）

■事務局

～議案第1号「久留米小郡都市計画 大板井地区地区計画の変更について（市決定）」を説明～

■委員

- ・当初決定時の経緯について説明をお願いします。

■事務局

- ・まず、大板井地区地区計画については、区域区分の見直しに併せて決定を行っている。
- ・地区計画における建築物の敷地面積の最低限度については、大板井地区地区計画の東側で行っている都市計画法第34条第11号の区域指定における建築物の敷地面積の最低限度200㎡に合わせて設定をし、県との下協議を行った。
- ・その後、条例縦覧を行った際に建築物の敷地面積の最低限度を200㎡から180㎡に変更する要望が出たが、建築物の敷地面積の最低限度の変更を行うには再度下協議から行う必要があり、その他の土地利用計画に支障が生じるため、変更は行わずに計画の決定を行った。
- ・今回再度地元より建築物の敷地面積の最低限度を変更する要望が出され、建築物の敷地面積の最低限度を180㎡に変更を行うにあたり、当該地区の地区計画の目標である良質な住環境の保全是図られるため変更を行うもの。

■委員

- ・原田駅東福童線沿線の第一種住居地域の最低敷地面積はどのくらいか。

■事務局

- ・原田駅東福童線沿線の第一種住居地域については、建蔽率と容積率の制限のみで、建築物の敷地面積の最低限度の制限はない。

採 決

久留米小郡都市計画 大板井地区地区計画の変更について（市決定）

～議案第1号「久留米小郡都市計画 大板井地区地区計画の変更について（市決定）」を採決～

■委員

（異議なし）

■議長

原案について異議はなく、原案のとおり決定されるのが適当である。

上記の内容が正確であることを確認し、署名する。

令和 年 月 日

署名欄
